平成２４年（再イ）第５号
青森県弘前市大字福村字福富30番地１
再生債務者　福島　正樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（再イ）第５５号
埼玉県狭山市入間川３丁目２番32―202号
再生債務者　藤内　篤史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第５７号
埼玉県入間市宮寺4102番地199
再生債務者　森　　康之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第６２号
埼玉県入間市東町３丁目１番44号
再生債務者　永峯　　崇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第２２４号
札幌市北区篠路２条７丁目２番６号
再生債務者　木村　昭仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月23日
札幌地方裁判所民事第４部

弁理士登録公告

平成24年10月17日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
10月17日	18586	呂本　忠夫
10月17日	18587	植田　晋一

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成24年9月28日	15862	佐々木義行	申請抹消

弁理士数　9,654名
（平成24年10月17日現在）

平成 24 年 11 月 5 日　　日本弁理士会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年 11 月 5 日　　栃木県教育委員会

1　失効した免許状
氏名　黒﨑　　豊
本籍地　栃木県
免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
⑴　小学校教諭一種免許状、平23小１第56号、平成23年10月31日、栃木県教育委員会
⑵　小学校教諭二種免許状、昭57小２普第438号、昭和58年３月25日、群馬県教育委員会
2　失効の年月日　平成24年10月10日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40～60歳位の男性、身長166㎝位、体格小肥、着衣は黒色半袖シャツ、黒色長ズボン、黒色の革靴、所持金品は現金332円、小銭入れ、ハンカチ

上記の者は、平成24年９月19日高松市男木町104番地６から北西約85メートルの海上で発見された。死亡日時は同年９月18日頃と推定、死因は溺死。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は当市で保管しています。心当たりの方は、高松市福祉事務所生活福祉課まで申し出てください。

平成 24 年 11 月 5 日
香川県　　高松市長　大西　秀人

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30～40歳位の男性、身長約167㎝、中肉、パーカー、Ｔシャツ、ジーパン、ブリーフ、靴下、スニーカー、所持金品は眼鏡１個

上記の者は、平成24年10月５日午前６時40分頃、福岡県筑後市大字山ノ井778番地２九産ビル南側株式会社筑後電工駐車場で発見されたもので、死亡は同年10月５日午前３時頃と推定され、死因は転落死である。身元不明のため火葬に付し、遺骨は市有墓地に保管してあります。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。

平成 24 年 11 月 5 日
福岡県　　筑後市長　中村　征一

会社その他公告

解散公告
当社は、平成二十四年九月二十六日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年十一月五日
北海道三笠市幸町二番地
三笠工業団地開発株式会社
代表清算人　中沢　敏男

解散公告
当社は、平成二十四年九月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年十一月五日
札幌市中央区南八条西一七丁目三番二六号
株式会社感動の人生
代表清算人　青山　榮吉

解散公告
当社は、平成二十四年九月十日開催の臨時株主総会の決議により、平成二十四年九月二十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年十一月五日
札幌市中央区北三条東八丁目三五二番地
本多産業株式会社
代表清算人　堀　　壮彦

解散公告
当社は、平成二十四年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します
平成二十四年十一月五日
茨城県筑西市玉戸一〇六四番地の一六
平岡インターナショナル株式会社
代表清算人　平岡　武志

解散公告
当社は、平成二十四年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年十一月五日
東京都大田区萩中二丁目九番三号
株式会社エーエム企画
代表清算人　岩嵜　政則

解散公告
当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第二号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年十一月五日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
一般社団法人ＯＫＡＩＣＨＩ
代表清算人　内山　隆太郎